

委託業務特記仕様書（令和3年2月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議）

- 第5条** 本業務は、Web会議の対象業務であり、対面による打合せをWeb会議とすることができる。
- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施を決定するものとする。決定した内容は受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。
- 3 Web会議の内容については、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。なお、打合せ記録簿にはWeb会議の実施状況写真を添付するものとする。

（本業務の特記仕様事項）

- 第6条** 本業務における特記仕様事項は、別添のとおりとする。

- 2 本業務の実施にあたっては、別途発注を予定している「R 2 徳土 多々羅川 徳・三軒屋他 測量業務」と相互に連絡・調整等を行うこと。

特記仕様書

1. 目的

本業務は、一級河川多々羅川左岸 NO.8+120 付近に流入する旧川多々羅川との支川合流点付近における水門設計にあたり、河川構造物設計及び整備効果検討を実施するものである。

2. 設計計画

業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成する。

3. 現地踏査

現況施設の状況、計画地点及び周辺の地形、現況河川の状況、周辺道路状況、周辺構造物、用地境界、土地利用状況、河川の利用形態等の現場条件を把握し整理する。

4. 河川構造物設計

4.1 基本条件の検討

本業務における各種検討に必要な基本条件について、河川整備計画等の既存資料や現地踏査結果に基づき設定する。

また、支川処理方式について、「バック堤」、「セミバック堤」、「水門（樋門）＋自己流堤」の中から比較検討により最適案を選定する。

4.2 構造形式の検討

水門（又は樋門）の検討に必要な各種条件（流量、函渠断面、敷高等）を整理し、構造形式（水門又は樋門）を比較検討のうえ決定する。

4.3 位置の検討

地形、河川形態や合流形状などの現地状況や堤防道路の切り回し、施工時の支川排水などの施工計画を勘案し、水門（又は樋門）位置を比較検討のうえ決定する。

4.4 基本事項の検討

対象とする水門（又は樋門）に対して、詳細設計に必要な各部の構造、ゲート形式、施工計画等の検討を行う。

決定した構造等について概略図を作成する。

4.5 施工計画

河川計画、水門（又は樋門）位置・構造、周辺状況等を考慮して、施工方法及び仮設計画について比較検討を行い、最適案を決定する。決定された施工方法、仮設計画に対して、工事時期等に配慮して、工事全体の施工計画を作成する。

4.6 概算工事費

選定された計画案について、概算工事費を算出する。

5. 整備効果検討

5.1 対象流量の設定

整備効果の検討は、以下の洪水を対象とする。

- ・ 平成 26 年台風 11 号

- ・ 河川整備計画の計画降雨
- ・ 計画超過洪水（1 ケース）

河川整備計画で採用されている流出計算モデルを用いて、流量ハイドロを算定する。

5.2 氾濫モデルの構築

対象とする整備内容の効果が反映できる氾濫モデルを構築する。氾濫モデルの仕様については次のとおりとし、既往の浸水実績（平成 26 年台風 11 号）との比較からモデルの妥当性を検証する。

【氾濫モデル】

- ・ 氾濫計算モデル：河道一次元不定流＋氾濫原二次元不定流
- ・ メッシュサイズ：25m×25m 以下

5.3 氾濫計算

氾濫モデルを用いて、整備の状況（現況を含めた 2,3 ケース）×対象流量（3 ケース）の計 6～9 ケース程度の氾濫計算を実施する。氾濫計算の結果から浸水面積、浸水家屋等を算定する。

5.4 説明資料の作成

氾濫計算結果から、整備効果のとりまとめた説明資料を作成する。

6. 打合せ

打合せは、1)業務着手時、2)中間打合せ（2 回）、3)成果物納品時を予定している。

7. 照査

照査技術者は、第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施する。

8. 報告書作成

業務の成果として、設計図面、数量計算書、概算工事費、施工計画書、現地踏査結果等のとりまとめを行い、成果報告書を作成する。